

ながくて eco チャレンジ 2022 レンタサイクル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和4年5月16日施行のながくてecoチャレンジ2022実施要綱における自家用車を使用しない通勤を推進するため、自転車を貸し出す「ながくてecoチャレンジ2022レンタサイクル事業」（以下、「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(自転車等仕様)

第2条 事業で貸し出す自転車の仕様は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乗車適応身長（目安）141cm以上
 - (2) サドル高さ（最低地上高～最高地上高）74.0～89.0cm
- 2 自転車の貸出し台数は、最大で10台とする。
- 3 貸し出す自転車の付属品として、自転車用ヘルメット及び自転車用空気入れを貸し出すことができる。

(受付場所及び日時)

第3条 自転車の貸出し及び返却の受付場所は、長久手市役所北庁舎環境課事務室とし、受付日時は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(使用者)

第4条 貸出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 市内在住の者で、自家用車で主に通勤する満18歳以上の者、または、市外在住の者で、市内事業所へ自家用車で主に通勤する満18歳以上の者。
- (2) 自家用車で通勤する日数が、貸出しを受けようとする月に20日（週5日程度）以上あること。ただし、世帯内にその条件を満たす者がいない場合、月に12日（週に3日程度）以上で可とする。なお、雨天時等やむを得ない事由がある場合は自家用車で通勤する日数の母数から除くことができる。
- (3) 勤務先に届け出ている通勤手段が自家用車であり、通勤状況を勤務先に確認する必要があることに同意すること。
- (4) 使用に当たっては、長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例の内容を遵守し、条例に掲げる自転車損害賠償保険等に、貸出しを受ける前に

加入すること。補償内容に死亡、後遺障害、入院、手術、通院、個人賠償責任等に関する補償があること。また、加入していることがわかる書類を提出すること。

(申請手続)

第5条 使用者は、ながくて eco チャレンジ 2022 レンタサイクル事業申請書兼誓約書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、ながくて eco チャレンジ 2022 レンタサイクル事業使用承認可否決定通知書(様式第2号)を使用者に通知するものとする。

2 申込数が、貸出日の属する月の前月20日までに保有する自転車の台数を上回る場合については、抽選により貸出しの順番を決定する。

(変更申請)

第7条 申請内容に関して変更が生じた場合は、使用者は、ながくて eco チャレンジ 2022 レンタサイクル変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(貸出し期間)

第8条 自転車の貸出し期間は、次の各号に掲げる期間とする(返却日は各期間の範囲とする)。

- (1) 第1期：令和4年6月1日から8月31日まで
- (2) 第2期：令和4年7月1日から9月30日まで
- (3) 第3期：令和4年8月1日から10月31日まで
- (4) 第4期：令和4年9月1日から11月30日まで
- (5) 第5期：令和4年10月1日から12月31日まで

(費用負担)

第9条 使用料は無料とする。

(使用の条件)

第10条 市長は、使用者に対して自転車を貸し出すときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 自転車、自転車用ヘルメット及び自転車用空気入れ(以下「自転車等」

という。)は、適正に管理し、及び使用すること。

- (2) 自転車等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- (3) 自転車乗車時には、必ず自転車用ヘルメットを着用すること。
- (4) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の関係法令を遵守すること。
- (5) 使用期間中は、使用者の負担により日常点検及び整備を行うこと。
- (6) 自転車等の全部若しくは一部を壊し、又は紛失したときは、その修復又は弁償に係る費用は、使用者が負担すること。
- (7) 自転車等の利用に伴い使用者の責任に帰すべき事由による事故によって生じた損害については、使用者が賠償すること。
- (8) 自転車等に係る事故があった場合は、ながくて eco チャレンジ 2022 レンタサイクル事業事故報告書（様式第 4 号）により報告すること。

（使用の承認の取消し）

第 11 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 6 条の規定による承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) その他利用することが不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認の決定を取り消すときは、ながくて eco チャレンジ 2022 レンタサイクル事業使用承認取消通知書（様式第 5 号）により当該承認をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、直ちに、自転車等を返却しなければならない。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。